

議第71号

高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年8月31日

高島市長 福井正明

---

高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成26年高島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 保育士等処遇改善手当

(7) 看護師等処遇改善手当

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（保育士等処遇改善手当）

第8条 第2条第6号の保育士等処遇改善手当は、保育所、認定こども園その他施設に勤務し、かつ、保育士資格または幼稚園教諭免許を有する職員に支給する。ただし、1週間当たりの勤務時間が20時間以上で、かつ、職員本人が社会保険被保険者である者に限る。

2 前項の手当の額は、1月につき9,000円とする。

（看護師等処遇改善手当）

第9条 第2条第7号の看護師等処遇改善手当は、高島市訪問看護ステーションに勤務し、かつ、看護師または准看護師免許を有する職員に支給する。ただし、1週間当たりの勤務時間が20時間以上で、かつ、職員本人が社会保険被保険者である者に限る。

2 前項の手当の額は、1月につき12,000円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。